		計画番号	44-1
事業名	子ども・若者育成支援推進事業		
担当課·室·班名	県民生活・文化課 子ども・若者育成支援室	問合せ先(電話番号)	2288

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護				
基本目標	3 困難	な状況ごとの支援				
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援				
事業内容	ひきこもり・ニート・不登校等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者 に対して、包括的な支援を提供できる体制を整備するため、各機関同士の連携を推進し て支援する体制を整備する。					
当初予算額(千円)	25年度	496	26年度	412	27年度	275
決算額(千円)	25年度	110	26年度	83	27年度	
財源内訳	県単(〇)		県単(O)		県単(〇)	
对派内武	0		0		0	

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者に対して、課題の共有 や適切な支援体制の整備等について検討するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」の運営を行った。 26年度は、内閣府のスーパーバイザーを交え検討を行い、今後の協議会のあり方や取り組みたい課題につい て話し合いを実施した。

(2)事業の成果

・千葉県子ども・若者支援協議会開催実績

代表者会議 1回:各専門部会での検討結果等を共有し、次年度の方針を検討担当者会議 1回:各支援機関相互の情報交換や専門部会の進め方を検討

専門部会 4回:内閣府スーパーバイザーを交え、協議会のあり方や今後の方向性について検討。

・人材育成のための講習会の開催 1回(テーマ:発達障害を持つ子ども・若者へのアプローチ)

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

- 協議会で検討したことを施策に反映していく必要がある。→今年度はセレクトシステムを作成。
- ・困難を抱える子どもや若者を適切に支援できる人材の育成
- ・困難を抱える子どもや若者を支援する機関・団体との連携強化

4 委員意見			

		計画番号	44-2
事業名	子ども・若者育成支援推進事業		
担当課·室·班名	県民生活・文化課 子ども・若者育成支援室	問合せ先(電話番号)	2288

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護				
基本目標	3 困難	な状況ごとの支援				
基本方策	5 困難7	な状況や、特に配慮	を要する	子ども・親の支援		
事業内容	ひきこもり・ニート・不登校等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者 に対して、専用の電話回線により電話相談を実施するとともに対応できない問題につい ては、他の専門機関を紹介するなどの総合相談窓口としての機能も持たせる。					
当初予算額(千円)	25年度	12,504	26年度	12,848	27年度	11,099
決算額(千円)	25年度	12,340	26年度	12,713	27年度	
財源内訳	県単(O)		県単(O)		県単(O)	
別がり 武	0		0		0	

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

子ども・若者の抱える様々な問題に対し、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関の紹介を行うワンストッ プ相談窓口「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」の運営を行った。

(2)事業の成果

- ・相談件数(平成26年度)・・・1,180件(内訳ひきこもり21.1%、不登校7.5%、知的障害6.6%、統合性失調症5.8%、 就労関係5.6%ほか)
- ・悩みを抱える相談者の話を聴き、必要に応じて適切な支援機関を紹介している。平成26年度は、延べ699箇 所の紹介を実施した。
- ・「ライトハウスちば」ホームページへのアクセス件数・・・1,182件

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

- ・ライトハウスちばを周知するための広報活動の実施・・・・千葉県ホームページによる周知や広報カード等の配
- ・つなぎ先相談機関の充実・・・子ども・若者支援協議会等を活用し、関係機関の情報収集を行う
- ・より相談者の悩みに適した支援機関を紹介するため、面接相談等の導入ができないかを検討する

1	悉	昌	音	目
-			~	7

4	1 委員意見				

		計画番号	45
事業名	障害者条例関連事業		
担当課·室·班名	障害福祉課 障害者権利擁護推進室	問合せ先(電話番号)	2935

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	を抱える子ども・若者	の支援・	被害防止•保護		
基本目標	3 困難	な状況ごとの支援				
基本方策	5 困難	な状況や、特に配慮を	要する	子ども・親の支援		
事業内容	人も共に 専門指導 趣旨の原 みとして)ある人に対する理解 三暮らしやすい千葉県 尊員・地域相談員を委 周知を図り、理解を広り 「推進会議」を設置す 、て幅広く誰もが暮らし	づくり条例 嘱し個別 げる。ま <i>t</i> る等によ	別」に基づいて、差別Ⅰ の事案解決の取り組 と、差別の背景にある り、福祉の分野に留ま	こ関するれ みを進め 制度や習 Eらず経済	目談活動を担う広域 るとともに、条例の 慣を変えていく仕組 {界等も含め、県民
当初予算額(千円)	25年度	58,939	26年度	59,500	27年度	56,930
決算額(千円)	25年度	52,943	26年度	52,369	27年度	
財源内訳	県単(O)		県単(O)		県単(O)	
为 小水 [7] 引入	0		0		0	

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

- 〇相談受付件数 141件 (H25 155件)条例施行から累計1,707件
- ○障害のある人の相談に関する調整委員会の開催(7/25・10/26・2/3) 計3回
- 〇地域相談員の委託 609人(H26.12.31時点)
- 〇広域専門指導員を中心に各地域の関連施設や事業所、病院等に対し個別に広報周知を行った。

(2)事業の成果

○差別をなくすための取組みを推進するための「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」 (以下「条例」という)に基づき、差別事案の解決に努めた。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

〇全国に先駆けて条例の施行から8年を終えようとしており、広域専門指導員・地域相談員による活動が定着した。障害当事者の相談窓口として少しずつ認知されてきてはいるものの、依然として条例の認知度は2割を下回り、地域相談員の周知も必要である。より一層条例に関する周知活動を行い、暮らしやすい千葉県づくりを目指していく必要がある。

〇障害者差別解消法が平成28年4月より施行されることから、千葉県として国の動向を注視しながら、障害のある人に対する理解を促進し障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現できるよう勧めていく。

4 委員意見	

		計画番号	46
事業名	ひきこもり地域支援センター事業		
担当課·室·班名	障害福祉課 精神保健福祉推進室	問合せ先(電話番号)	2680

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	誰を抱える子ども・若者	か支援・	被害防止・保護		
基本目標	3 困難	な状況ごとの支援				
基本方策	5 困難	な状況や、特に配慮る	を要する	子ども・親の支援		
事業内容	援に結び 援コーラ	ゾ付けやすくすることで ディネーターを配置し、	を目的に「 ひきこも	ひきこもり地域支援も	2ンター」 『話相談	に応じ、相談内容に応
当初予算額(千円)	25年度	7,216	26年度	7,216	27年度	7,216
決算額(千円)	25年度	5,458	26年度	6,060	27年度	
財源内訳	県単(〇)	-1/2国庫補助	県単(〇)	1/2国庫補助	県単(〇)	1/2国庫補助

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

電話相談件数 904件

アウトリーチ件数 19件

(2)事業の成果

ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立推進、本人および家族等の福祉の増進に 寄与している。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

〈課題〉

- ・ひきこもりの早期発見、問題解決
- ・ひきこもりの早期発見、問題解決関係機関(保健・福祉・労働・教育関係の行政機関、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり・ニートをサポートするNPO法人、地域若者サポートステーション、中核地域支援センター等)の連携強化。

〈今後の方向性〉

・引き続きひきこもり地域支援センターの周知を行うとともに、電話相談による対応に加え、アウトリーチを継続し、ひきこもり本人及び家族に対する直接支援を強化する。また、「子ども・若者支援協議会」等を通じて関係機関の連携を強化する。

_	[†] 女具态尤

		計画番号	47
事業名	訪問相談担当教員の配置		
担当課·室·班名	指導課 生徒指導・いじめ対策室	問合せ先(電話番号)	4055

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	I 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	た活動を	・不登校児童生徒の支援の充実を図るために、不登校児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を不登校対策拠点校に配置する。 ・訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校児童生徒に対する助言・支援を行う。					
当初予算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度	_	
決算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度	_	
財源内訳	県単(O)		県単(O)		県単(〇)		

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

・平成26年度は、県内12校に不登校対策拠点校を指定し、併せて訪問相談担当教員の配置を行った。平成26年度の訪問相談担当教員の総活動件数は、9941件で、一人当たり828件の対応を行っている。また、年間5回の研修会を子どもと親のサポートセンターで実施し、事例検討や講義・情報交換を行った。

(2)事業の成果

・不登校対策拠点校及び訪問相談担当教員が、不登校児童生徒の実態把握、教職員への助言、さらに保護者及び不登校児童生徒に対する訪問相談の実施等で各地区の中心となり活動しており、地区内の小中学校からの要請も多い。各学校への助言・支援は、年間5回の研修会で行った事例検討や講義等を生かして、それぞれのニーズに合わせたものを提供している。平成26年度に訪問相談担当教員がかかわり、好転に向かったケースは、378件であった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

・各地区において、訪問相談担当教員の活動が認知され、活動の幅も広がっているが、地域によっては、訪問相談担当教員のスケジュールの問題等で地域のニーズに応えきれないことがある。

		計画番号	48
事業名	生徒指導専任指導主事の配置		
担当課·室·班名	指導課 生徒指導・いじめ対策室	問合せ先(電話番号)	4054

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	3 困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	諸問題に	幼・小・中・高・特別支援学校の児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の 諸問題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、生徒指導体制の確立及び教育 相談活動の充実等に関し、指導・助言を行う。					
当初予算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度	_	
決算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度	_	
財源内訳	県単(O)		県単(〇)		県単(O)		

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

平成26年度は、県内5教育事務所に13人の生徒指導専任指導主事を配置した。平成26年度の総訪問学校数は672校であり、延べ1,296回訪問し、教職員に指導を行った。

(2)事業の成果

一定期間、要請のあった特定の学校に派遣して、その学校の教職員と生徒指導体制の確立について、共に考え、活動することによって、その学校の実情に合った生徒指導体制を確立できた。特に、「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて、いじめの早期発見・早期解決に向けた取組が各学校で推進された。また、警察や児童相談所等の関係機関との連携もスムーズに行われた。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

学校によっては、組織的な生徒指導の取組がうまく機能していない面が見られた。その結果、児童・生徒の暴言・暴力が発生している場面が見られた。今後については、いじめや暴力行為等の問題行動に適切に対応できる生徒指導体制の確立のためのコーディネーター的役割を発揮し、教職員が一丸となって生徒指導に当たれるよう取り組む。

4	女貝尼兀

		計画番号	49
事業名	不登校対策推進校の指定		
担当課·室·班名	指導課 生徒指導・いじめ対策室	問合せ先(電話番号)	4054

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	I 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	校傾向	学校内に不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動等を通して不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、児童生徒支援(不登校)加配教員1名を加配する。					
当初予算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度	_	
決算額(千円)	25年度	_	26年度	_	27年度		
財源内訳	県単(O)		県単(〇)		県単(O)		
外水内水							

2 事業実績·評価等

(1)事業の実施結果

平成26年度は、県内125校の小・中学校を不登校対策推進校として指定し、加配教員を1名配置した。2学期 に各地域12校を学校訪問したが、適正な運営がなされていた。

(2)事業の成果

様々な理由により、登校できない児童生徒や学級に入れない児童生徒に対して、不登校支援教室で教育相談 や学習支援を行うことで、学級復帰につながった児童生徒が見られた。また、学級担任と情報共有をすること で、利用している児童生徒への理解が深まった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

不登校児童生徒支援教室の在り方について、全教職員の共通理解が不足している学校もあり、加配教員と他 の教職員に意識の差が少し見られる学校もあり、不登校児童生徒への理解を深める教職員の研修が必要であ る。

年度当初に不登校児童生徒支援教室の運営について、指導助言を適切に行い不登校児童生徒の学級復帰に 向けて取り組む。

4 安貝忌兄			

		計画番号	50
事業名	ひきこもりサポーター養成・研修事業		
担当課·室·班名	障害福祉課 精神保健福祉推進室	問合せ先(電話番号)	2680

1 事業の概要

<u> </u>							
柱	Ⅱ 困難	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	3 困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	ひきこもり支援や家族等に対するボランティア支援(ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む。)に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等)を習得させる。(26年度新規事業)						
当初予算額(千円)	25年度	_	26年度	500	27年度	500	
決算額(千円)	25年度	_	26年度	500	27年度		
野海山田	県単(O)		県単(O)	1/2国度拨肋	県単(O)	1/0国度拨肋	
財源内訳				1/2国庫補助		1/2国庫補助	

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

平成26年度には、7市町村を対象に養成研修を実施し、42名が受講。ひきこもりに関する知識や、傾聴の実際 などを学んだ。

(2)事業の成果

|市町村において、ひきこもりサポーター派遣事業を実施することにより、地域に潜在するひきこもりの発見(市町 村への相談)をしやすくし、訪問による支援を行うことができるようになった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等 参加市町村が、少ない(54市町村中7市町村)ことから、今後も市町村への働きかけが必要。 平成26年度から7市町村を対象に実施する「ひきこもりサポーター養成研修」を引き続き27年度実施し、また、 26年度の研修受講者に対してサポーターとしてのフォローアップ研修も行う。

4	委員意見

		計画番号	51
事業名	問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究(国の委託	f事業「生徒指導·進路指導	総合推進事業」)
担当課·室·班名	指導課 生徒指導いじめ対策室	問合せ先(電話番号)	4054

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	[困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護						
基本目標	3 困難	困難な状況ごとの支援(自立支援)						
基本方策	5 困難	困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援						
事業内容	で、学校	不登校の課題について国の委託を受け、子どもと親のサポートセンターの支援事業部で、学校支援及び居場所作り、不登校相談等を実施する。また、2市に再委託し、不登校児童生徒への様々な支援の在り方について、調査研究を行う。						
当初予算額(千円)	25年度	5,079	26年度	5,079	27年度	1,713		
決算額(千円)	25年度	3,406	26年度	1,211	27年度			
財源内訳	県単(O)		県単(〇)		県単(〇)			

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

学校対象の「アウトリーチ・プログラム」として、集団対応の学校支援を実施するとともに、段階的な個別プログラムによる継続的な関わりについての取組を行った。不登校児童生徒の中で、家庭に引きこもりがちな状況にある児童生徒に対して、訪問相談等を実施し、子どもとの人間関係づくりや保護者の不安感の排除等に取り組むとともに、再委託先の2市では、市町村の教育支援センターや適応指導教室おいて、学校復帰に向けて段階定・継続的に指導するとともに、その方法について調査研究を行った。

(2)事業の成果

子どもと親のサポートセンターが行った学校支援事業は、対象校の報告書から90%以上が「とても有効であった」「有効であった」と評価された。事例検討会での助言や、継続支援をしたことで授業の改善や子どもの人間関係が良くなることにつながり、不登校対策の一助なった。再委託先の市等からは、「長欠率・不登校率が改善された」「適応指導教室の学習支援を充実させたことによりスムーズに復帰するケースが増えた」「連携・支援体制が確立してきている」「連携強化により、学校復帰につながった」「関係機関が連携して支援を行い、状況が好転している」などの報告があった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

「地域に出向いて開催する事業の充実」、「関係諸機関の情報交換と役割の明確化」、「訪問相談員の充実」、「基本的生活習慣に関する家庭への支援」、「不登校対策の手立てについての学校とのさらなる共通理解」などが課題として挙げられた。

4	· 委員意見

		計画番号	52
事業名	特別支援アドバイザー事業		
担当課·室·班名	特別支援教育課 教育支援室	問合せ先(電話番号)	4050

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	I 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	3 困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	の在りた	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小・中学校、高等学校からの要請に応じて各教育事務所に配慮した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。					
当初予算額(千円)	25年度	55,900	26年度	55,925	27年度	56,071	
決算額(千円)	25年度	53,791	26年度	54,518	27年度		
財源内訳	県単(〇)		県単(〇)		県単(〇)		
外水内水	0		0		0		

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

県内教育事務所に20名の特別支援アドバイザーを配置し、学校からの要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、教職員等に対して助言・援助を行った。

(2)事業の成果

学校から975件の派遣要請があり、904件の派遣を行うことができた。これにより、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が可能となった。また、教職員等に対して助言・援助を行うことにより、教職員の専門性も高まった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

学校から975件の派遣要請があり、904件の派遣を行うことはできたが、すべての要請には応えられていない。また、長期期間の派遣依頼に対して、十分な期間の派遣ができなかったことがあった。今後は学校の要請に対して、十分に応える体制作りを進める必要がある。

4	- 委員意見	

		計画番号	53
事業名	千葉県教育支援委員会		
担当課·室·班名	特別支援教育課 教育支援室	問合せ先(電話番号)	4050

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容	学校の打 せ、就学	各市町村教育委員会等の決定を受けて、障害のある児童生徒の就学先となる特別支援学校の指定を行う。千葉県教育支援委員会が市町村に対して指導・助言する機能を持たせ、就学後も教育的ニーズに柔軟に対応しながら児童生徒のフォローアップを行うとともに、継続した支援を行う。(26年度新規事業)					
当初予算額(千円)	25年度	_	26年度	564	27年度	855	
決算額(千円)	25年度	_	26年度	420	27年度		
財源内訳	県単(〇)		県単(〇)		県単(〇)		
外水内水			0		0		

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

各市町村教育委員会等の決定を受けて、障害のある児童生徒の就学先となる特別支援学校の指定を行った。また、就学後のフォローアップを行うとともに、継続した支援を実施した。(26年度新規事業)

(2)事業の成果

各市町村教育委員会等の決定を受けた335件の障害のある児童生徒に対して、本人や保護者の希望、各市町村教育委員会の判断を考慮し、就学先となる特別支援学校の指定を行うことができた。また、児童生徒ー人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学指導及び教育支援、就学事務を円滑に進めることができた。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

従前の県就学指導委員会では、小・中学校から特別支援学校への転学について、検討やフォローアップを 行ってきたが、今後の県教育支援委員会では、特別支援学校から小・中学校への転学も含めた、就学後の児 童生徒に対するフォローアップの充実が課題となっている。

4 委員意見	ŧ			

		計画番号	54
事業名	高等学校特別支援教育支援員配置事業		
担当課·室·班名	特別支援教育課 教育支援室	問合せ先(電話番号)	4050

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難	困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援					
事業内容		県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うため に、特別支援教育支援員を配置する。					
当初予算額(千円)	25年度	17,570	26年度	19,089	27年度	9,086	
決算額(千円)	25年度	15,994	26年度	18,096	27年度		
財源内訳	県単(〇)		県単(〇)		県単(O)		
知 源 内 武	0		0		0		

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために、特別支援教育支援員を配置することができた。

(2)事業の成果

県立高等学校9校の生徒10名に、特別支援教育支援員を11名配置した。26年度末に生徒5名が卒業し、 2名が大学、1名が専門学校に進学した。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

今後も、介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために、特別支援教育支援員を配置を継続していく必要がある。

4	委員意見

		計画番号	55
事業名	教育相談事業の充実		
担当課·室·班名	子どもと親のサポートセンター 教育相談部	問合せ先(電話番号)	207-6034

1 事業の概要

柱	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難	3 困難な状況ごとの支援				
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援				
事業内容	諸問題	学校生活に関すること、心や体のこと、その他進路や適性に関すること等、教育に関する諸問題に対して、電話相談・来所相談・Eメール相談・FAX相談の体制を整え、学校等他機関との連携を図りながら、子ども・保護者・教職員を支援していく。				
当初予算額(千円)	25年度	39,834	26年度	40,888	27年度	42,134
決算額(千円)	25年度	39,399	26年度	40,089	27年度	
財源内訳	県単(O)		県単(O)		県単(O)	
为 小木 [7] 司人						

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

平成26年度の相談件数の総数は、12,359件であり、前年度と比べて3,542件(-22.3%)減少している。電話相談では、不登校、家庭問題関係、いじめ等の相談が多い。来所相談は、並行面接を実施、カウンセリングや遊戯療法等を通して教育的・心理学的立場から支援を行った。内容は、不登校の相談が最も多く、相談対象では小学生が多く、続いて中学生、高校生の順となっている。メール相談は、年間101件の相談があった。

近年,子どもの問題が重症化しており,統合失調症,うつ病,自傷行為等,医療に直結する事例や,発達障害を伴う相談も増えている。

(2)事業の成果

相談内容が複雑多岐にわたり長期化する中で,個々の相談に対して真摯な対応を心がけ,相談者のニーズに応えている。

また、いじめや体罰等喫緊の課題が大きく取り上げられ、本センターが相談窓口として周知されており、関連する相談も受けている。電話やメール相談から来所相談につながるケースもあり、継続的な相談ができるようになっている。最も相談件数が多い不登校の相談をはじめ、様々な課題解決にむけ、悩んでいる子ども・保護者に寄り添い、子どもを取り巻く様々な環境を整えると共に、学校をはじめ関係機関と連携しながら相談活動を進め、改善しているケースも増えつつある。

高校生に対応している公的な相談機関が少ない現況において、高校生の相談も受けている本センターの存在意義は大きく、学齢や相談内容に合った対応を心掛けている。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

子どもたちや家庭を取り巻く環境の大きな変化や,発達障害に起因する諸問題の増加,加えていじめや体罰などの課題への対応等,県民の教育相談に対するニーズは,一段と高まってきている。

当センターでは、これらのニーズに応えるため相談体制をより充実したものとしていく必要がある。事例研究や研修会等を行い、日頃から相談員の資質向上を図ると共に、学校や医療機関等、関係諸機関との連携を密にしながら、相談を進めていくことが大切である。また、発達障害を伴う事例が増えるなか、県総合教育センター特別支援教育部との連携をより充実させ、相談者のニーズにより合った対応ができるように取り組んでい

 ~		

		計画番号	56
事業名	ちば地域若者サポートステーション事業		
担当課·室·班名	雇用労働課 若年者就労支援班	問合せ先(電話番号)	2745

1 事業の概要

The state of the s						
柱	Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護					
基本目標	3 困難な状況ごとの支援					
基本方策	5 困難	5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援				
事業内容	学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある15歳から 39歳の方を対象に、各人の置かれた状況に応じた個別的な相談を行うとともに、働く意欲 の向上やキャリア開発を図るための自立支援プログラムなどを実施している。また、若者 の自立を支援している機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行 えるよう連携を図っている。					
当初予算額(千円)	25年度	7,415	26年度	7,605	27年度	7,605
決算額(千円)	25年度	7,415	26年度	7,525	27年度	
財源内訳	県単(〇)	一財	県単(O)	一財	県単(O)	一財
	0	9/1	0	, <u>1</u> 20	0	9/1

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

キャリアカウンセラー及び臨床心理士による相談、並びに自立支援プログラムの実施等により、登録者370人に対して、238名の進路が決定した。 相談件数は、2,464件。自立支援プログラム参加者は4,274名。

(2)事業の成果

利用者の状況に応じた支援を行うため、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談に重点を置いている。その上で、自立支援プログラムを併用することにより、進路決定に導いており、若者の職業的自立支援事業として効果をあげている。また、支援対象地域の市町村に出張して保護者セミナーを実施するとともに、高等学校を訪問し情報交換を行ったことで活動の裾野を広げ、本事業の周知広報を進めることができた。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

支援対象者が就職することを実現するためには、職場見学や職場体験を行う事業所の協力が不可欠であるが、協力の輪がなかなか広がらない現状があり、いかに協力企業を増やすかが課題である。企業関係者に対し、サポステ施設見学、プログラム参加等を通じ支援対象者への理解を深め、自立に向けて協力していただけるよう働き掛けたい。